

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第 31 回）議事録

日時 令和 7 年 3 月 10 日（月）16：03～17：18

場所 オンライン開催

1. 開会

○事務局

それでは、定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ（第 31 回）及び交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会（第 36 回）の合同会議を開催いたします。

皆様、本日はご多忙中のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の合同会議ですけれども、お一人、原田委員が 16 時半以降のご参加となっております。

それでは、議事に入ります前に、オンライン会議の運営に当たりまして、ご出席いただいている委員の皆様へ事務的に 3 点お願いを申し上げます。

1 点目です。委員の先生方におかれましては、本委員会中、ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言のとき以外は、マイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

2 点目です。ご発言をご希望の際は、T e a m s 会議の手挙げ機能で合図いただきますようお願いいたします。

3 点目です。通信のトラブルが生じた際には、まず事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には、事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局からご連絡をいたします。

その他、もし何かご不明点等ございましたら、事前に事務局より連絡しているメールアドレスまでお知らせをください。

それでは、これからの議事進行につきまして、山内座長にお願いをさせていただきます。

山内先生、お願いいたします。

○山内座長

山内でございます。よろしくお願いいたします。

本日の合同会議の一般傍聴につきましては、インターネット中継による視聴方法により行うとさせていただきます。

それで、本日の合同会議で議題ですけれども、一般海域における占用公募制度の運用指針、この改訂案、これに関するパブリックコメント結果及び過去ラウンドに関する公募占用指針の改訂案について、これを議論したいというふうに思います。

それでは、まずはじめに事務局から、本日の資料について確認をお願いしたいと思います。

また、新人の委員の方がいらっしゃいますので、この方についてもご紹介をよろしく願います。

○事務局

ありがとうございます。

インターネット中継でご覧の皆様は、経産省または国交省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。

本日の配付資料ですけれども、非常にふだんよりも部数が多くなっております。

配付資料一覧にあるとおりなんですけれども、まず、議事次第、続きまして委員名簿、そして資料1として、「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」に関するパブコメ結果及び過去ラウンドの公募占用指針の改訂案について。そして、資料1-1-1として長崎県五島市沖公募占用指針（改訂案素案）、資料1-1-2として長崎県五島市沖公募占用指針記載要領及び様式集（改訂案素案）、これ以降、各海域ごとに今申し上げた資料をつけさせていただいております。それが資料1-6-2までの資料になってございます。

続いて、資料2ですけれども、第3ラウンド公募結果・選定事業者の計画概要でございます。そして、参考資料1-1として長崎県五島市沖公募占用指針（新旧対照表）がございます。そして、また、先ほどと同じように参考資料の1-2以降は、各海域ごとの項目に占用指針の新旧対照表をつけてございます。

続きまして、参考資料2ですけれども、過去ラウンドの公募占用指針改訂のポイント、参考資料3として事業実施の確実性を高めるための環境整備について、参考資料4として7次エネルギー基本計画（洋上風力関連部分）、参考資料5として再エネ海域利用法改正法案の概要、参考資料6として浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する官民フォーラム等について。

以上、資料をご用意してございます。

続きまして、先ほど先生からもいただいた新任の委員の先生のご紹介をよろしく願います。

○事務局

洋上風力促進小委員会の委員長を務めておられました來生新委員がご退任されまして、委員長として加藤浩徳委員がご就任をされました。

次に、今回新たにご就任された委員をご紹介します。

ご紹介させていただいたときだけカメラ、マイクをオンにいただければと思います。

千葉大学大学院社会科学研究院、教授の木村琢磨委員でございます。

○木村委員

木村です。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

○山内座長

聞こえております。どうもありがとうございました。木村先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○木村委員

よろしくお願いいたします。

○山内座長

それでは、議事に移りたいと思います。

議題ですね。「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」に関するパブリックコメント結果及び過去ラウンドに関する公募占用指針の改訂案についてであります。

それでは、事務局から資料の1及び関連資料についてご説明をお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

それでは、まず、資料1をお出しいただければというふうに思います。

表紙の次のスライドになりますけれども、こちらの運用指針及び過去ラウンドの公募占用指針（改訂案）についてというところですが、これは昨年、皆様もご協力いただきましたとおり、収入・費用の変動リスクに対応できる強靱な事業組成を促進し、電源投資を確実に完成させることが重要である。こういった問題意識から昨年9月から、ショートで計5回にわたりまして本ワーキングにおいて議論をいただき、制度見直しについて取りまとめを行ったところでございます。

その後、この見直し内容を盛り込む形で、「一般海域における占用公募制度の運用指針」について、広くパブリックコメントの実施を昨年末にいたしました。42 者の方から 234 件のご意見をいただいたところでございます。

いただいた意見について、次のスライドでご説明しますが、セントラル調査に関する意見が最も多く、続いて、事業性評価に関するご意見をいただいたところでございました。

こちらは、パブリックコメントを踏まえて、運用指針の改訂案を今年1月29日公表をさせていただいたところでございます。

そして、本日は本改訂運用指針及び洋上ワーキング合同会議で取りまとめた制度見直しを踏まえて、第1から第3ラウンドに関する公募占用指針の改訂案についてご議論をいただきたいというふうに思っております。

次のスライドをよろしくお願いいたします。

こちらは、年末に行った運用指針のパブコメの結果概要でございます。

まず、上から価格点評価のところですが、例えば一番上の点のところで、ゼロプレ水準入札でないと落札できない中で、ラウンド4以降適用される準プレ水準は課題解決に即したものであるというご意見を頂戴しております。

続いて、事業性評価（迅速性評価など）につきましては、例えば三つあるうち、真ん中ですと港湾の利用開始可能時期が工程に影響を及ぼす場合など、海域ごとに迅速性の基準を設定してほしいというご意見を頂戴していて、こちらについては、海域ごとに判断をするという旨をパブリックコメントの中でも回答を申し上げております。

続きましては、価格調整スキームのところですが、例えば三つ目の点のところで価格調整スキームは過去案件への寄与は限定的であるため、別途の価格上乘せ措置を講じるべきといったご意見を頂戴しております。

続いて、セントラル調査の基本化のところですが、例えば一つ目の点でセントラル方式におけるデータ提供は公募の半年から1年程度前に実施してほしいと。こちらについては、一定期間設けられるように検討していきますということを回答申し上げております。

続いて、事業計画の柔軟性のところですが、やむを得ない事情の例として、こういったものがありかなしかというのがコメント、ご意見を頂戴しているところですが、個別具体的な事情を踏まえて判断をしていきたいという旨、回答申し上げます。

あとは、港湾・占用許可に関するコメント、意見ですとか、あと最後、その他のところですがと一般海域についても2段階方式を導入していただきたい、こういったご意見を頂戴しているところです。

続きまして、3ページ目、4ページ目、こちらは昨年の上洋ワーキングの資料をそのままつけさせていただいております。いわば振り返り的なスライドになっております。

この3ページ目のところですが、今般の制度検討の基本的な考え方ですが、世界的に上洋風力事業の中断や撤退が発生している中、我が国において上洋風力発電への電源投資を確実に完遂させる、これが重要であると。これを目的として、国民負担に中立的な形で事業実施の確実性を高めるための規律強化・環境整備を進めると、これを基本的な考え方として整備をさせていただいております。

下に具体的な施策パッケージのメニューを挙げさせていただいております。

本日は過去ラウンド第1から第3ラウンドの公募占用指針に関するご議論をいただくことになっておりますが、ここでいうと緑の事業者選定後関係、こちらが該当する本日の議論に関連するメニューになっております。例えばⅠの③、撤退や遅延を防止する保証金制度の見直しですとか、Ⅱの収入・費用の変動等に伴うリスク分担のあり方、つまり価格調整スキームを導入、こういったところが関連するメニューになってございます。

それでは、次のスライドをお願いします。

こちらでも振り返りになってございます。今回は、第1から第3ラウンドの話ですので、2点のところが関連する記載です。

改めて申し上げますけれども、今回の政策パッケージについては、一部で保証金制度の見直しですとか、事業者の負担増にも関わる内容を含んでおりますので、そういったものを一律に適用するということは、事業の予見可能性を損なうことから困難というふうに考えております。

ただし、電源投資を確実に完遂させるという観点からは、今申し上げた保証金制度の見直し、これも含めて今般の制度見直しを受け入れる事業者に対しては、このパッケージの措置を適用するというふうに整理をしております。

ただ、その際に、公募の公平性、国民負担の中立性、こういったものを確保する観点から、価格調整スキームについては、当該措置適用後の将来の物価変動のみを価格に反映すると、こういう整理を昨年のこのワーキンググループでしていただいたところでございます。

今回は、この2点目の内容に関して反映をした公募占用指針についてご議論いただきたいというふうに考えております。

続きまして、参考資料2をご覧くださいければと思います。

こちらは過去ラウンドの公募占用指針改訂のポイントになります。

こちらの公募占用指針の中でも、今回の内容は基本的に第11章に記載をしております。

まず、1枚目のところですけれども、先ほど申し上げたとおり新たな保証金制度ですとか、価格調整スキーム、そういった話は関連するメニューですということを1ページ目に申し上げます。

続きまして、2ページ目のところですけれども、こちらは保証金のお話のところ黄色塗りしているところだと、保証金の金額の見直し、第2次保証金ですと従来5,000円だったものがkwh当たり1万円と。

続いて、第3次保証金についても、1万3,000円だったものが2万4,000円にするという内容でございます。

こちらの資料の右側には、昨年の洋上ワーキングでの関連のスライドをつけさせていただいているところです。

続いて、3ページ目ですけれども、こちらの黄色塗りしている箇所は保証金については、例えば遅延が生じたら、一気に保証金は全額没収という形ではなくて、段階的な没収をしよう。つまり期間に応じて6か月なり、12か月なり、1年18か月なり、そういった期間に応じて没収の金額を設定しよう。

こういった内容を3ページ目から4ページ目にかけて表の中で記載をさせていただいております。

続きまして、5ページ目の黄色塗りの箇所ですけれども、没収免除での判断に至っては、必要に応じて学識経験者、または第三者委員会の意見を聴取すると。

これにつきましては、右のところにも当時のスライドを赤枠で関係部分の記載をしておりますけれども、保証金の没収免除要件である「選定事業者の自己の過失によらないものであること」の判断に当たっては、必要に応じて学識経験者、または第三者委員会の意見を聴

取することとする、これに対応した修正でございます。

続いて、6 ページ目のところですが、こちらの左上の黄色塗りされた箇所については、第1 ラウンドの公募占用指針については、保証金の没収の要件としてスケジュールの遅延、運転開始が遅れる、これについては、第1 ラウンドはなくて第2 ラウンド以降からの記載、規定だったんですけれども、これを第1 ラウンドの公募占用指針についても、この考え方を埋め込むということでございます。

続きまして、7 ページ目の辺り、こちらは特段、黄色塗りはしていませんけれども、7 ページ目から、その次のところは、これは価格調整スキームの各指数の乗じる指数と乗じるべき率、こういったものを洋上ワーキングの後に調達価格算定委のほうでさらにご議論いただいて、オーソライズいただいたものがありますので、その内容、その結果をこちらの表としてまとめさせていただいているところです。

続いて、8 ページ目のところ、こちらはこの価格調整スキームの調整幅の物価変動率の上限のところですが、こちらの洋上ワーキングの後の調達価格算定委のほうでは、価格の上限を 40% に設定してはどうか、こういった考え方をお示しいただいております。正確には、最終的には今後さらにそういう調達価格算定委員会のほうで審議される内容になりますので、一旦こちらでは黒丸で記載をさせていただいております。

続きまして、こちらは下限に関するところです。次のスライドです。

下限につきましては、この右の算定の資料にも書いておりますけれども、1 % を下限とするという方向で今ご議論を既にいただいておりますので、その内容を公募占用指針の中でも記載をさせていただいているところでございます。

このように公募占用指針の中に、昨年の9月、10月、11月に皆様にご議論いただいた内容を政策パッケージで忠実に反映をさせていただいているところでございます。

続きまして、資料1-1-1、五島市沖の公募占用指針の、ちょっとページが一気に飛びますけれど、今投映をしております 51 ページをご覧くださいというふうに思います。

こちらは公募占用指針の修正点として、もう1点をお伝えするF I P制度への移行に関してです。様式も6.3というものを追加しています。

こちらは制度変更ではなくて、あくまで運用の明確化になりますので、先ほどの参考資料2は載せておりません。F I P導入は2022年4月で、それ以前の公募占用指針はF I Tを前提としておりました。

現在、洋上風力政策というよりも、再エネ全体の政策としてF I T認定された電源のF I Pへの移行、こちらを政府として促進をしているところでございます。

F I Pへの移行は2022年4月のF I P導入以降、制度上認められるものでしたが、今回の改訂に合わせて明確化をするために修正を行う次第でございます。

なお、2020年6月に実施をした五島市沖の公募占用指針のパブコメで、本公募は途中からF I P制度移行することは想定しておりませんといった回答をしてございました。

このパブコメも、実はF I P導入以前のものでして、回答の趣旨はあくまで公募によって

制定される事業がF I P導入後に制度として自動的にF I Pに移行することは想定していないと、そういう趣旨でございます。

F I P導入以降は、F I Pへの移行を可能としており、現にほかの電源、太陽光ですとか、陸上風力ですとか、様々な電源についてF I Pへの移行を認めておりますので、その点、補足を申し上げたいというふうに思います。

それでは、一旦、私からの説明は以上でなります。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、今いただきました事務局の説明についてご意見やご質問をいただきたいというふうに思います。

先ほども室長からお願いしましたが、ご質問、ご意見がある方は提案機能、これでご合図いただくということにさせていただきたいと思います。

それで、ビデオについては、ご発言時以外はオフ、音声をミュート状態にさせていただきまうようお願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。どなたかご質問、ご意見等ございますでしょうか。

桑原委員の手が挙がりました。桑原委員、どうぞ。

○桑原委員

ご説明ありがとうございました。

私からは、パブコメ結果について3点と、それから過去ラウンドの公募占用指針改訂案について1点コメントをいたします。

まず、資料1の2ページ目のパブコメ結果概要についてです。

まず、一つ目。セントラル調査を取り入れるに際して、事業者側から一定の懸念が出ていると理解いたしました。

パブコメで出てきた意見にもありますように、セントラル調査データに明らかな不備があった場合もそうですが、例えば落札後に詳細な調査を行う中で、セントラル調査結果では予見できなかったような問題が判明したといった場合もやむを得ない事情として、計画変更の余地を認めることが適切ではないかと思います。

この点は、今後の運用の中でご対応いただくとともに、事業者側の予見性の観点からも適宜考え方を整理して、事業者にも示していただくようにご検討をお願いできればと思います。

それから2点目。今出していただいているスライドの港湾・占用許可のところ、2点目のところに、占用計画の延長条件を明らかにし、40年の総事業期間を確保できる蓋然性が相応に高いことを示すべきではないかとの意見が出ております。

この委員会で昨年来、事業実施の確実性を高めるための環境整備についていろいろと議論をしてまいりましたけれども、今ここに出てくるご意見の点は、論点にしてこなかったと思います。

確かに、占用期間の延長についての予見性を高める、あるいは場合によってはそもそもの占用期間を見直すことで事業性が高まるというのであれば、この点もぜひ議論の対象にしていただきたいと思います。

現状では30年の占用期間といっても、建設期間や撤去に必要な期間を考えると、実際に発電できる期間は20数年程度になりますが、風車の耐用年数、ここは私の専門ではないので、風車の耐用年数など教えていただければと思いますけれども、耐用年数などから考えて、もう少し長期で動かせるということであれば、経済性の観点からも長期に認めるほうが合理的ではないかと思えますし、この点についての事業者側の予見性を高めておくということは、先ほどの事業実施を確実に進めていただくという観点でも非常に重要なポイントではないかと思えます。

それから三つ目。今のスライドのその他のところで、先ほどもご紹介ありましたが、一般海域についても2段階方式を導入してほしいという意見が出ております。

E E Zについて、2段階方式の導入の方向で議論がされていますけれども、例えば領海内でも沖合のほうの浮体式を前提とする海域とE E Zで方法を変えるというところは、あまり合理性もなく、むしろ同じような考え方で統一したほうが分かりやすいと思えますので、沖合の浮体式前提のルールを考えていくに当たっては、この2段階方式を取り入れるということについても、早めにご検討を進めていただければと思います。

それから、最後に公募占用指針の改訂案のうち、最後にご説明があった第1ラウンドに関しF I P制度への移行についての記載が追加された点について一言申し上げます。

先ほどご説明がありましたが、時系列としては、第1ラウンドの公募占用指針が策定されたのが、五島沖はもう少し早かったと思えますけれども、五島沖以降のものが2020年11月、第1ラウンドの公募の締切は2021年6月であった、一方で、F I P制度が施行されたのは2022年4月、つまり第1ラウンドの時点では、F I P制度の導入自体は決まっており、大体見えていたものの、F I P制度はまだ始まっていなかったとの理解です。

そして、この点はぜひ、事務局にも確認したいのですが、当時、事業者側の選択でF I Pへ移行をすることを認めるか否かについて特に議論はされていなく、方針も示されていなかったと、そういうふうに理解をしております。

また、国の政策として、再エネについてより自立した電源を目指すということで、F I P制度の導入後は、政策としてF I TからF I Pへの移行を進めてきていて、ほかの電源については既に既存F I TについてF I Pへの転換を進めるべく施策を進めているというふうに理解をしております。

こうした理解を前提にすると、入札ルールの事後的な変更については慎重であるべきとは思いますが、今般、事業実施の確実性を高めるための環境整備の一環として、第1ラウンドの落札者に対してF I TからF I Pへの移行を認めることは、第1ラウンドの入札の公平性に問題を生じさせるものではないというふうに一応整理できそうに思いますが、事務局側にもこの点の整理をご確認いただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

コメントを皆さんからいただいた後に、事務局でまとめてご回答をコメントさせていただきます。

次に、原田委員、どうぞご発言ください。

○原田委員

ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○山内座長

はい。良好に聞こえております。

○原田委員

ありがとうございます。

私も桑原委員と同様、パブコメはかなり質の高いと申しますか、重要な点がご指摘をいただいたかなと思っております。

昨年来、このワーキンググループでどのように確実に完遂させていくかということをしていろいろ議論させていただきました。その当時、いろんな想定で意見も出ましたが、その後も洋上風力を取り巻く環境というのが必ずしも好転していないということも考えますと、まだまだやれることもありますし、議論を深めていく必要があるのかと思いますので、今後ともさらに対応を議論したいというふうに思います。

具体的には、私も非常に重要なポイントと思ったパブコメにつきましては、占用期間の延長の可能性と一般海域でも２段階方式を導入するという点でございます。

私どもも海外の案件なども見ているところ、やはり稼働期間が撤去も含めて占用期間 30 年以内でとなると稼働期間が 25 年程度になってしまうということにつきましては、やはり短いというように考えております。

これはキャッシュを生み出す期間を長く取ることで採算性を向上し、ひいては LCOE を下げるというプロジェクトを良質なものにしていくということにもつながりますし、これ撤去しますと、その機材がもう使えないということ、リサイクルの観点からも資源の有効活用にも占用期間を長くすることは資するというふうに考えます。

もちろん、地元の理解が前提ということではあるものの、この占用期間を長く取れるかどうかということは、例えば私どものような金融投資家から見ましても、不確実なものについては投資決定に入れられないというのが現実的です。これがある程度、確実視される、ある程度の予見がされるということになりますと投資の決定までには結びつかないということでございます。

ですので、あらかじめ占用期間を、例えば法定協議会で一定の了解を得られれば、延長の間の蓋然性が見えてくるというような制度設計もあり得るのかなと思いますので、これも今後、議論の中に入れていただきたいと思います。

一般海域で２段階というのは、桑原先生のおっしゃるとおりで、私も全く同感でございます。

それから、オフテイクのところでございます。

今回やはりF I Pを中心になってオフテイクのクオリティというのは非常に重要だというふうに、これも前回までの議論で議題になっていることですが、その際に現状においてコーポレートP P Aに価格調整条項を入れるということを評価に明確にするということについては、なかなか困難だというのが、前回の議論だったかと思います。

ただ、これは政策として、今後そのようなコーポレートP P Aを高く評価するというメッセージを出すことについて意味があると前回申し上げましたが、これをもう少し今後の議論で進められるとありがたいなと思います。

例えばリスクプレミアムに位置づけるというようなことで、これは建設期間のみならず、稼働期間をOMのインフレについても対応するようなコーポレートP P Aに一定の評価を与えるというような考え方もあるかなというふうに思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

ほかに発言ご希望の方、いらっしゃいますか。

石原委員、どうぞ。

○石原委員

石原でございます。ご説明ありがとうございました。私からも２点、述べさせていただきたいと思います。

まず、運用指針の改訂については過去ワーキングで議論された内容について反映されていて、非常によかったと思います。

私のコメントは、先生方と同じところありまして、要するにパブリックコメントに関して、セントラル調査に対して二つの意見が出されていて、一つは想定から著しく外れたときの話と、もう一つはセントラル方式の調査データに明らかに不備があった場合はやむを得ない事情として、計画変更を認めてほしいという意見が出されていて、これは非常に重要な指摘だと思っています。

セントラル方式の調査に関して、この調査方法、あるいは調査期間、あとデータの妥当性の確認については、現在セントラル方式を進められているんですが、実際に調査していてセントラル方式を対象としている、特に浮体といった世界的にもまだほとんど実際の大規模案件が実施されていないので、そういった調査は非常に難しいということも感じています。

その中に、調査方法、あるいは調査期間、さらにこのデータが本当に妥当かどうかというのを確認することについてもセントラル調査に関連する委員会の中で議論していただいて、必要に応じて調査期間とか、必要な場合に変更したり、改善したりすることも必要ではないかなというふうに感じています。

現状では、国からの予算で実際にセントラル方式が実施されているんですが、こういった次の事業に影響するセントラル方式の調査に関しては、柔軟に対応していただいて、予算の面、また場合によって追加して頂き、予算がないからできませんとか、そういうことではなく、事業者のほうやはり最終的に評価するという、非常に重要な調査項目について追加調査を行ったり、時間を少し延長したりというようなことも、国のほうもぜひ考えていただければと思います。

私のコメントは以上です。よろしくお願いします。

○山内座長

ありがとうございます。

そのほかの方、どなたかいらっしゃいますか。

それでは、木村委員、どうぞご発言ください。

○木村委員

木村でございます。ちょっと新入りなので、周辺的なことを一、二点発言させていただきます。

資料1の最後のところだったと思いますけれども、これまでの取りまとめの結果をまとめていただいた資料で、これについては私、初めて拝見しましたがけれども、妥当な方針だと思っております。

今の参考の二つ目の2点目、ただしのところですが、保証金制度の見直しと、それから価格調整スキームの採用、変更についてセットに考えるということで、非常に微妙なところではありますけれども、合理性のあるところだと思いますので、この方針には賛同しております。

その上でなんですが、米印の4のところ、最後のところなんですが、学識経験者または第三者委員会の意見を聴取するというので、これもまさにこの辺りの変更の妥当性をチェックする意味で重要なところだと思います。

ただ、これは実際の公募占用指針の資料を拝見すると、この辺り必ずしも義務的な書きぶりではないように読めるところでありまして、計画変更の一般的な記述のところになると思うんですが、意見聴取が必須なのかどうか、その辺が今の映しているペーパーの書きぶりだと必須のように見える、原則に見えるんですが、実際の占用指針のほうでは必須ではないように読めるんですが、その辺がどうなっているのかを確認させていただきたいというところでございます。

私自身は、これは原則として意見聴取を取るべきだというふうに考えておりまして、私の認識だと関連するものとして、同じ経産省さんのコロナ対策、持続化給付金の関係でもこの辺の契約変更について議論があったところだったと思います。

その際に事後的に契約内容の変更があるのであれば、第三者委員会を絡めた選考がなされて、その後、契約変更がなされる場合には、原則として第三者委員会の再チェックをするという、そういう方向性が取られていたと思いますので、それに合わせる意味でも、原則は

意見聴取を求めるという方向にしたほうがよろしいのではないかという感想を持ちました。

これは、今までの議論の確認というところです。

同じような話で、今度は保証金没収のところでも同じ第三者委員会の話が出てきたと思います。

あの中で書きぶりが微妙に違うのが気になっていまして、その没収のときに第三者委員会の関与を認める書きぶりが、次のところで出てきたと思いますけれども、要するに第三者委員会の関与の仕方について文言がちょっと計画変更の場合と微妙に違っているのが気になるところでありまして、何か理由があって書き分けているのか、その辺り、できれば今ご回答いただきたいところではございます。その辺を確認させていただきたいのが2点目でございます。

これは実際の意見聴取ですよ。恐らく、それでこの書きぶりなんだけれども、計画変更の場合には、これ前の話、既に占用指針の中で示されていることですが、例えば資料の1-2-1の53ページだと思いますけれども、意見聴取をすることを考慮する、意見聴取をすることも考慮するとか、そういう書きぶりだったと思います。

その辺りの文言の違い、もし理由があるのであれば、ご教示いただきたいという瑣末な指摘で恐縮です。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

次は、飯田委員、どうぞ。

○飯田委員

飯田です。ご説明ありがとうございました。

これまでの議論を適切に反映もいただいているので、改訂案については賛同します。加えて、FIP制度等、様々な時代の変化に伴う変更を適切に入れていただいているので、それも結構かなというふうに思っています。

最後の、先ほどもお話があったセントラル方式の件については、私もかねてよりレビューをちゃんとしてほしいというお願いをさせていただいているので、前向きにご検討いただければというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。

次は、菊池委員、どうぞ。

○菊池委員

どうもご説明ありがとうございました。

私、1点だけパブリックコメントに関連したことで、ちょっとコメントさせていただきたいと思っております。

皆さん、既に桑原委員も石原委員もコメントされておりますけれど、セントラル調査の関連のところで、お二方のご意見とほぼ同じなんですけれど、特に日本の地盤条件というのは、ヨーロッパに比べますと非常に複雑ということもありまして、そんな中で予算も時間も限りがある中で調査をしているために、必ずしも十分な調査をしきれないというようなことがあるということは前提としてあると思っております。

さらに、石原委員も先ほど言われておりましたけど、非常に深いところでの地盤調査というのは、従来の経験で不十分なところがあって、まだまだ技術が不足しているという面があります。また、耐震の問題というのは日本での独特な問題になっております。そのようなことも含めて、セントラル調査だけで全て分かるというわけには、特に地盤に関しては言えないというところがあると思います。少なくとも地盤調査については、事業者が今後追加で調査すべき部分が必ずあり、その結果に伴った計画変更がありうるという点について配慮していくことは重要なのかなと思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかに、ご発言いらっしゃいますか。

それでは、幾つかご意見、ご質問もありましたので、事務局からコメント、ご回答いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

委員の先生の皆様方、ありがとうございます。

まず、桑原委員のほうから、セントラル調査に関してご意見を頂戴しています。

こちらですけれども、正直あまり想定はしていないんですけれども、万が一、そういったミス等々ございましたら、個別、具体的な事情を踏まえてしっかり判断してまいりたいというふうに思っております。

その他、石原先生ですとか、飯田先生、菊池先生からセントラルに関するご指摘頂戴をしています。

セントラルについては、今回、先ほどちょっと申し上げたとおり、パブコメの中で一番多くのご意見を頂戴しているところです。

これはある意味、今後、制度が本格的に始まるにあたって、事業者の皆様が不安に思われているということの一つの証明というか、エビデンスなのかなというふうに思っておりますので、しっかり事業者の皆様とコミュニケーションを適切に取って、制度の運用を丁寧にやっていきたいというふうに思っております。

あと、桑原先生及び原田先生のほうから２段階方式に関するご指摘もいただいているところです。

こちらについては、先生のご指摘のとおり E E Z の法案につきましては、２段階方式を前提として、一般海域と E E Z のほうで違いも踏まえて、このような整理にさせていただいて

いるところでございます。

現在、一般海域のほうでは、準備区域も含めて、今の制度を前提として制度をこれまでも当然ですけれども運用してきておりますので、現時点では、こういった一般海域において2段階方式について検討しているということは、現時点では予定はしていないところでございます。

続いて、F I P転に関しまして、桑原先生のほうからご指摘をいただいています。

こちらについては、先生から第1ラウンド、F I Pの施行が22年4月、第1ラウンドの時点では事業者の選択でF I P変更をすることを許可するか否かは議論されていなかったという理解でよいかという質問を頂戴しておりますけれども、こちらについてはご理解のとおりですし、あと、F I P導入後、政策的にF I P移行を進めてた他電源にはF I P転を認めているところと、事業の確実性を高めるために第1ラウンド事業者などにF I P転を認めることは公平性を阻害するものではないという理解でよいかというところですが、こちらについてもご理解のとおりだというふうに思っております。

先ほどもちょっと私の説明の中で触れましたけれども、他電源でも、ないしは陸上風車の入札案件についてもF I P転、既に認めてどんどん進んでいるところですので、逆にそういう洋上風力だけ認めないという理屈がないというふうに考えておるところでございます。

それと原田先生のほうからオフテイクとP P Aのところでは価格調整を入れるべきだと、もっとそういった契約を高く評価をするべきではないかと。これは昨年の洋上ワーキングの中でも、先生からもご指摘を何度か頂戴をしていたところだと思います。ご指摘のとおりだというふうに思っておりますので、我々としてさらに何ができるかと。

昨年のワーキングの中でも関連の記載を指針のほうに追加する方向で審議会の資料でも書かせていただいたところですが、さらに何ができるかというのは、引き続き考えていきたいというふうに思っております。

あと、木村先生のほうから幾つかご指摘をいただいています。

この学識経験者の意見を伺う、ワーキングの書きぶりではちょっと必須ように見えるけれども、指針を見ると義務的な記載ではないようにも見える、その辺はどうなっているのかという点です。

資料1の第三者委員会等の意見聴取は、計画変更の妥当性の判断についてでありまして、参考資料2に記載のハイライト部分というのは、保証金防止免除の妥当性の判断についてであります。いずれの場合も、事業者の主張が基準に適合することは明らかな場合は、必要に応じて意見聴取を行うというところで考えております。

保証金の募集について、没収時に第三者委員の意見を聞く由の文言が計画変更と微妙に異なる、これは意図的なものかというご指摘、先ほどご質問でありましたけれども、指針の文言としては、計画変更、保証金没収免除、いずれも必要に応じての意見聴取をすることになってございます。

私から以上になります。

関連で国交省さんに関するご質問もあったかと思います。国交省さんに補足をいただければ幸いです。

○国土交通省

国交省です。私どもの関連ですと、海域の占用の期間に関するご指摘が複数あったかと思っています。

今、30年を超えない範囲でということ、法律で決まっているところでございます。

こちらに関しましては、やはり国民の共有の財産である海洋、海というものを一つの方、同一の方にどれくらい長く使わせることがよいのかというような議論の中で、この30年といったものが法律制定のときに決まってきたものであると考えてございます。

こういった中で、この30年という部分は重いものかなと考えてございまして、公募占用指針のほうでも、こちらのほうは30年といったことを書かせていただいております、有効期間が終了後の占有については、基本的には設備を撤去していただいた後、事業者を改めて公募することを原則とするといったことを公募占用指針のほうでも定めているところでございます。

こういった中で、ただしということで、引き続き促進区域として指定することが妥当であること、再度公募する必要が認められないこと、かつ、占有許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、法律に基づく占有許可の更新が認められることがあり得るということで、こういった状況に適するのかどうかという部分に関しましては、この30年の期間の終わりに近づいた部分でケースごとに判断をされるべきものと考えてございまして、もちろん、そういった段階において、引き続き継続して占有許可の更新というようなケースもあるものとは考えてございますけれども、この当初の地点においては、今のこの30年といった部分があるといったことでございます。

いただいたご意見も踏まえながら、この部分をどう運用していくのかというのを、少し先になりますけれども、またきちんと適切に進めていければと考えてございます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

ということでありますが、よろしゅうございますかね。

それでは、次に報告事項に移りたいと思います。

事務局からの資料の2です。それから参考資料3から5まで、これをご説明いただけますでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

それでは、まず、資料の2のほうをお開きいただければというふうに思います。

こちらは、昨年末に事業者の選定をさせていただきました第3ラウンドについてでございます。

こちら、第3ラウンドの公募結果、概要ですけれども、まず、青森県沖日本海南側、山形県遊佐町沖、こちら2海域で第3ラウンド公募を実施いたしました。

全ての参加事業者の方から迅速性が満点となる2030年6月に運開時期を設定し、ゼロプレミアム水準、3円入札でのご提案をいただきました。

そして、青森にはJERAを代表企業とするコンソーシアムが選定されました。

高く評価されたポイントとして事業費が増加するリスク等について精緻な分析が行われていたり、リスクが発生した場合も、計画どおりに事業が実施できるスケジュール設定がなされておったり、多くの風車部品の国内製造拠点を有することによる強靱なサプライチェーンの構築、ないしは中長期にわたる地域や漁業の発展・振興に資する提案、こういったものが高く評価されたところでございます。

もう一海域の山形県遊佐町沖のほうにつきましては、丸紅を代表企業とするSPCが選定されております。

こちらでも高く評価されたポイントとしては、履行の確実性が高いオフテイカーの確保ですとか、計画どおりに事業が実施できるスケジュール設定、風車の故障の際に速やかな再稼働を可能とするサプライチェーンの構築、遊佐町漁業の持続的発展につながる地域共生策の提案、こういったところでございました。

具体的な点数等につきましては、青森については3ページ目、山形県遊佐町沖については5ページ目のところに記載をしておりますので、ご覧をいただければというふうに思っております。

以上、第3ラウンドのご報告、資料2です。

続きまして、参考資料3、お開きをいただければと思います。こちらの事業実施の確実性を高めるための環境整備についてということで、2点ご紹介を申し上げます。

まず、1点目は、昨年の審議会、この洋上ワーキングの中でもご議論をいただきました容量市場に関してでございます。

こちら、まず4ページ目をお開きいただきますと、どういう議論だったかと申し上げますと、FIP制度に基づく国民負担による支援は想定されず、FIP制度に基づいて支援を受けた場合に、二重支援になってしまうのではないかと。そのために容量市場、メインオークションへの参加というのは認めがたいのではないかとという議論がありました。

この5ページ目のところで、ゼロプレミアム案件については、つまりはFIPに基づくプレミアムを放棄すると、そういう宣言に当たる申請になりますので、FIP制度が適用を受ける期間中においても容量市場に参加を認めることとしてはどうか。つまり、二重ということには、当たらないのではないかとということでございます。

そこで、さらに6ページ目の一番下のところですけれども、ゼロプレミアム案件が容量市場への参加を希望する場合は、参加の条件としてbalancing cost相当分のFIP交付金の受領、これを放棄をすることを前提としてはどうかと。これによって、完全に二重性というのは解消されるのではないかと。こういう議論でございました。

すみません。こちらおつけしているものは、先月末の資源エネルギー庁の別の容量市場の担当部局の審議会資料になりますけれども、資料をおつけしているとおり、この内容で審議会ご了承いただいておりますので、ご報告を申し上げる次第です。

あと、参考資料3の一番最後、GX推進機構による金融支援、ファイナンス支援のところのご紹介をできればというふうに思います。

こちらのGX推進機構は昨年立ち上がった組織でして、7月から債務保証等の金融支援業務を開始しているところでございます。

来年度にかけて、債務保証、出資、こういった支援の本格化をしていく状況というふうに承知をしております。

こちらは、GXに当たります洋上風力に関しても、支援のスコープに入っております。具体的な詳細は、各事業者さんがGX推進機構の審査を受けて、それが認められるかどうかというところにはなりますけれども、一つ支援をご希望される際の選択肢の一つになるのではないかというふうに思いまして、この洋上ワーキングの間でもご紹介をさせていただく次第です。

以上が、参考資料3のご説明になります。

続きまして、参考資料の4です。こちらは、先月、閣議決定をさせていただきました第7次エネルギー基本計画のご紹介になります。

こちら、ページおめくりいただいて、32ページ目のところです。洋上風力発電のパートの中で、今ご覧いただいているところの2行目になりますけれども、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために必要な規律強化や環境整備を進めると。

つまり、この洋上ワーキングで、皆様方にご議論いただいている内容をこのエネ基の中でも入れ込ませていただいております。こちらもご紹介になります。

最後に、私からのご紹介、ご報告事項として、参考資料5になります。

こちらの海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律の一部を改正する法律案、これは本当に以前から皆様にご議論もいただいております。つまり、洋上風力の対象海域を一般海域からEEZまで拡大をしようと、そういう法律の改正案の内容になっております。

こちら、昨年の通常国会でも閣議決定、そして国会に提出させていただきました。そのときは、衆議院は全会一致でご賛同いただいたんですけど、参議院のほうで審議時間の確保できずに継続審議扱いとなって、そして秋に衆議院が解散されたことに伴って、一旦廃案になりました。基本的に同じ内容で、先週の金曜日に再度、閣議決定をさせていただきました。

この通常国会で、今度こそ早期成立が得られるように、引き続き尽力していきたいというふうに思っております。

こちらに内閣府さんですとか、あと環境省さん、関係省庁の皆様と連携をして進めていけたらというふうに思っております。

私からは以上になります。

○山内座長

国交省から参考資料6をお願いいたします。

○国土交通省

では、その参考資料6についてご説明をさせていただきます。浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する官民フォーラムというものでございます。真ん中の緑の枠のところでございます。

こちらの合同会議でも、何度か途中状況を報告してございましたけれども、特に浮体式洋上風力発電の大量導入に向けた海上施工ですとか、関連船舶に関する諸課題について官民が連携してご議論をするということでフォーラムを設置して開催をしております。

この中で、赤い枠のところがございます取組方針ということで、これは昨年の夏に決めたものでございますけれども、①の施工シナリオの検討というものと、④の各種調査・研究の推進という黄色で塗っております二つについて、現時点までいろいろ進捗があったところがございます、こちらをご報告したいと思います。

①について、3ページ目のほうへ行っていてよろしいでしょうか。

こちらは海上施工のシナリオということで、海上施工においてボトルネックとなる点の具体化などを図るためのシナリオの整理といったものを行いました。

前提条件を置いて海上施工シナリオというものを整理したというものであります。

これは一つの事例でございまして、このような形のシナリオを六つほど合計でつくっております。

このシナリオの場合ですと、赤書きで書いておりますようなところがボトルネックとなり得る点ということで、これから施工をどうしていくのか、港湾においてどう対応するのかですとか、関連船舶のほうでどう対応していくのかといったことの検討をこれからしていくというようなことを考えているところでございます。

それから4ページ目のほうでございます。

こちら側の各種調査・研究の推進といった部分の一つのここまでの進展ということで、浮体式洋上風力建設システム技術研究組合といったものが、この1月に立ち上がっております。

FLOWCONというような略称で、これからFLOWRAと連携をしながらいろいろと進めていくというようなことで伺っております。研究内容ということで(1)(2)(3)というようなことでございまして、特に(1)の合理的な建設システムに関する研究といったようなもので、海上施行というものをどうやっていくのかというようなことをこれから研究・開発していくということで、こういった動きが今、出てきているというところをご紹介させていただきます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、これで報告事項のほうもご紹介いただいたということなので、ご質問あるいはご意見があればご発言願いたいと思います。

先ほどと同じように、手挙げ機能でこちらにお知らせいただければと思います。

どなたかいらっしゃいますか。特によろしいですか。

石原先生。

○石原委員

いろいろご紹介いただきまして、非常にポジティブな話をたくさんご説明していただきましてありがとうございます。

洋上風力に関しては、エネルギー基本計画の中にもきちんと位置づけられていて、これから進めていくことが明確に示されています。

それと今のEEZに関して、本当はうまくいけばもう既に法律が成立されていたというふうに前に思っていたのですが、いろいろあって、今回もまた閣議決定されました。ぜひ早く法制化されて、さらに実際に将来的にこういった形で進めていくかという議論を、このワーキングでまた議論していければというふうに期待しています。

浮体式洋上風力に関しては、もう既にイギリスのほうで実際に進んでいまして、CFDのほうで昨年決められています。40万kWという世界最大の浮体式洋上ファームは、着実に今後、建設されるのではないかと考えています。

そういうことを考えますと、やはり日本のEEZのほうも早く議論されて、具体的にこういった形で進めていくのかを議論していければと思います。

イギリスのほうも実はかなり前からEEZに関しては日本と同じように法律をつくって、EEZを開発するだけでなく、今の一般海域と違ってどういうふうに地域に貢献するとか、そういった話をきちんと議論しないといけないと思います。EEZと一般海域は違って、確かに国の予算はついていないんですが、実際、系統でちゃんと連系するためには、やはり陸揚げしないといけないし、近くの自治体とか県とか、やはりその地域振興にも関連すると思います。やはり早く法律制定されて、その辺の議論も進められれば、浮体式洋上風力のほうが着床に比べて国のほうも支援していただいたし、いろんな技術を開発されますと、それを早く実践していければというふうに期待しています。

施工に関しても、欧州のほうが確立されたというわけではないので、そういう意味で施工に関連しても国のほうで支援していただいて、世界にリードできるような形で浮体式洋上風力を進められればというふうに期待しています。よろしくお願いします。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

応援のお言葉をいただきましてありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、これで議事終わりですけれども、最後に今日いろいろご議論いただきましたの

で、加藤委員長から全体についてのコメントいただければと思います。

加藤先生、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

今回から交政審側の小委員会の委員長を仰せつかりましたので、少しコメントさせていただきます。委員の先生方におかれましては、本日も熱心に議論をしていただき、大変感謝申し上げます。

今回、議題に挙がっていた一般海域の占用公募制度の運用指針の改訂案ですが、既に議論してきた内容が指針に反映された形で改訂され、また、それに対するパブリックコメントもしていただけたという報告がございました。

原田委員がおっしゃっていたようにと思いますが、パブリックコメントの内容の水準がかなり高かったという意見がございました。洋上風力発電に関して、関係者の間でも理解が深まってきており、我が国のレベルがアップしているのだろうと感じた次第です。

また、複数の委員からコメントがありましたが、パブリックコメントで一番多い意見が、セントラル調査に関わる話だったとのことでした。そこでは、セントラル調査をおこなうだけでなんでも分かるというものではない、というコメントもありました。私も土木エンジニアの一人として、実際に掘削しないと地盤の状況がよく分からないとか、調査してみるまでいろいろなことが分からず不確実性が大きいということはしばしば経験しているものですから、おっしゃるとおりだと思います。もちろん、調査の方法については、困難を伴う部分もあるかとは思いますが、継続的に改善を目指していただくとともに、調査の経験を蓄積していくことが大事なのだろうと思います。

あとは、過去のラウンドに対する改訂についても、おおむね変更を認めるということで賛同を得られたと思います。いい方向であろうと、私も感じております。

最後に、報告事項の部分でも、洋上風力発電を積極的に進めていこうという方針のようですので、この方針で進めていだろうと考えております。

私からは以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。

本当に加藤さんがおっしゃったように、洋上風力の事業環境が激変したというか、かなり大きく変わってきたんですね。

世界的に見てもそうだし、日本の場合にも、いろいろインフレ基調になって、経済が、そういったこともあって、事業の困難性が一部出てきたということですね。

これの議論、我々ずっと完遂させるという言葉を使いつつやってきたところなので、今回皆さんに今まで議論していただいたこと、それをパブコメかけて、さらにパブコメのいろいろな意見を取り入れながらこれからやっていくということで、皆さん、今日ご同意をいただいたというふうに思ってます、非常によかったと思ってます。

7次エネ基でもかなり期待されているというか、これ毎回言っていましたけど、6次エネ

基で予定したものの、計画のうちには優等生が洋上風力で、これが実際に動いていけば、かなり洋上風力の重要性が増してくるわけで、それを完遂させるというのは我々の今までの議論だったわけで、それが何とかなるのかなというか。

これは、実際になかなか難しい議論だったと思いますよ。だから、事務局なんかはかなり苦勞して頭使ってやったというふうに考えておきまして、そういう意味では非常にいい結果になったのかなというふうに思っています。

そういうことで、皆さんのご指示いただきながら進めていただければというのが、私のコメント、感想であります。

最後は、事務局から全体を通じて何かあればお願いいたします。

2. 閉会

○事務局

先生の皆様方、本日もご議論いただき、本当にありがとうございます。

次回の洋上ワーキングにつきましては、また別途、事務局のほうからご連絡、相談をさせていただければと思います。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

今日は、長い時間を予定しておりましたが、皆様の適切なご指摘と議事進行に対するご協力によって、比較的短い時間で終えることができました。ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の合同会議、閉会とさせていただきたいと思います。

本日は、ご多忙中のところ熱心な議論をいただきまして、どうも誠にありがとうございました。